

大和市告示第209号

大和市認定保育施設助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年12月26日

大和市長 大 木 哲

大和市認定保育施設助成金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市認定保育施設助成金交付要綱（平成20年大和市告示第82号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市認定保育施設助成金等交付要綱

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「市内の認定保育施設、本市に居住する児童が在籍する」を「本市又は」に、「入所している保育に欠ける」を「在籍する」に、「認定保育施設に対し」を「認定保育施設等に対し」に改める。

第2条第2号中「の規定による保育の実施基準のいずれか」を「に規定する場合」に、「受け入れ」を「受入れ」に、「居住している者」を「居住しているもの」に改め、同条第3号中「前号に定める」を削る。

第3条の見出し中「助成内容」を「助成金等の内容」に改め、同条各号列記以外の部分中「助成」を「助成金等」に改め、同条第1項第1号ア中「児童」を「助成対象児童」に、「児童数」を「助成対象児童の数」に改め、同号イ(ア)中「兄弟姉妹」を「助成対象児童である兄弟姉妹」に、「入所している」を「在籍する」に、「児童」を「助成対象児童」に、「児童数」を「助成対象児童の数」に改め、同号イ(イ)中「児童」を「助成対象児童」に、「保育料金」を「保育料」に、「母子父子家庭等児童数」を「母子父子家庭等児童の数」に改め、同号ウ中「児童」を「助成対象児童」に、「児童数」を「助成対象児童の数」に改め、同号エ中「障がい等により特別な配慮を必要とする児童」を「障がい児」に、「障がい児数」を「障がい児の数」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 助成金等の基準額及び算出方法等は、別表第1のとおりとする。ただし、認定保育施設助成金は、認定保育施設助成金の交付を受けようとする認定保育施設の責任者が、大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱（平成25年大和市告示第 号）に基づく補助金の交付を受けている場合は、助成しない。

第3条第3項中「本市に居住する児童」を「助成対象児童」に、「認定保育施設等」を「認定保育施設」に、「入所した」を「在籍する」に、「の基準額」を「が定める基準額」に、「本市からの入所児童数」を「助成対象児童の数」に改める。

第4条の見出しを「(在籍児童状況等の報告)」に改め、同条第2項中「認定保育施設責任者在籍児童状況等報告書」を「認定保育施設在籍児童状況等報告書」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、5月から翌年3月までの期間においては、第1号及び第2号に規定する書類については、当該月の前月の2日から当該月の初日までに入所した助成対象児童に係るものに、第3号に規定する書類については、当該月の前月の2日から当該月の初日までに入所し、又は退所した助成対象児童に係るものに限るものとする。

第4条第2項第2号を次のように改める。

(2) 就労証明書等助成対象児童であることを証する書類

第6条及び第7条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第10条の見出しを「(書類の整備等)」に改め、同条第1項中「施設責任者は、当該助成金等を適正に支出するとともに」を「施設の責任者は」に改める。

別表第1認定保育施設助成金、1 児童助成費(月額単位)の項中「1 児童助成費」を「児童助成費」に、「児童数」を「助成対象児童の数」に改め、同表認定保育施設助成金、3 保育奨励費(月額単位)の項中「3 保育奨励費」を「保育奨励費」に、「児童数」を「助成対象児童の数」に改め、同表認定保育施設助成金、4 障がい児保育奨励費(月額単位)の項中「4 障がい児保育奨励費」を「障がい児保育奨励費」に、「児童数」を「障がい児の数」に改め、同表認定保育施設助成金、5 特別保育費の項中「5 特別保育費」を「特別保育費」に改め、同表認定保育施設補助金の項中「5 認定化促進事業費」を「認定化促進事業費」に、「6 施設整備費」を「施設整備費」に改める。

別表第2第2号様式の項中「認定保育施設責任者在籍児童状況等報告書」を「認定保育施設在籍児童状況等報告書」に、同表第7号様式の項中「認定保育施設助成金交付請求書」を「認定保育施設助成金交付申請書」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。